

令和8年度

福井県介護サービス施設・事業者 集団指導

高齢者の消費者トラブル被害防止のための協力依頼について

福井県 防災安全部 県民安全課

県消費生活センターで受ける相談件数は年間で**3,000件**を超えており、そのうち高齢者(**65歳以上**)からの相談が約**4割**を占めている状況です。

寄せられた相談の中には、給湯設備や太陽光発電設備など点検しに来たと来訪し、不安を[あおり](#)、商品やサービスを契約させられるという悪質なもののほか、警察官などをかたる身分詐称などの特殊詐欺に関するものがあります。

このようなトラブル・被害を防止するために、県や市町でも注意喚起や呼びかけを行っていますが、高齢者の方の場合は、本人が意識を高めるだけでなく、周囲の方の見守りも重要になってきます。

そこで、高齢者が消費者トラブルに遭わないよう、日ごろ高齢者やそのご家族と接する機会が多い皆さまに、未然防止や早期発見による被害の軽減にご協力をお願いしています。

具体的な対応については、[〇〇ページ](#)にあります**みんなでなくそう！消費者トラブル**というチラシをご覧ください。

すでに、消費者トラブルに遭ってしまっても、契約を解除できたり、被害を軽減できたりする場合がありますので、今後、チラシに書かれているような高齢者の変化に気づかれたら、まずは消費生活センターへ相談するよう勧めてください。

ご本人やご家族から相談いただくのが一番よいのですが、難しい場合には、ご本人と一緒に相談していただくこともできますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

また、消費生活センターでは、出前講座を実施しています。内容や時間等についても、ご相談いただければ、可能な範囲で調整させていただきます。施設でのイベント時などにぜひご活用いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

※青色の部分は年によって、内容を変更する必要があるので要確認